

保護者 様



令和6年度の津市立中学校における部活動

令和4年12月スポーツ庁及び文化庁により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とされました。一方、ガイドラインには、休日の活動の在り方等の検討や、環境の整備、関係者間での合意形成や連携について時間を要する場合も考えられることから、当面、学校部活動の地域連携として、拠点校方式による合同部活動や部活動指導員等の配置による生徒の活動環境の確保についても示されています。

本市では、令和5年度より津市部活動在り方検討委員会を立ち上げ、学校部活動及び、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の状況についての情報共有を行うとともに、本市の課題である指導者の確保、各団体等との連携、持続可能な活動環境の整備や、今後の方向性等についての協議を行っています。

令和6年度の津市立中学校・義務教育学校の部活動の方向性については以下のとおり、原則、学校部活動としての活動を継続しながら、部活動の地域連携を進めてまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

令和6年度の部活動は

○原則、学校部活動としての活動を継続します。

○部活動指導員、外部指導者、地域ボランティアなど、地域の指導者に部活動の指導に積極的に関わっていただきます。

○準備が整ったところから、地域スポーツ・文化芸術団体等と連携した活動を行います。
(例) 総合型地域スポーツクラブのソフトテニスクラブと月に1、2回合同での練習を行い、地域の指導者と顧問が連携した活動を行う。

(例) 総合型地域スポーツクラブが主催する合同練習会に複数校の生徒が参加する。



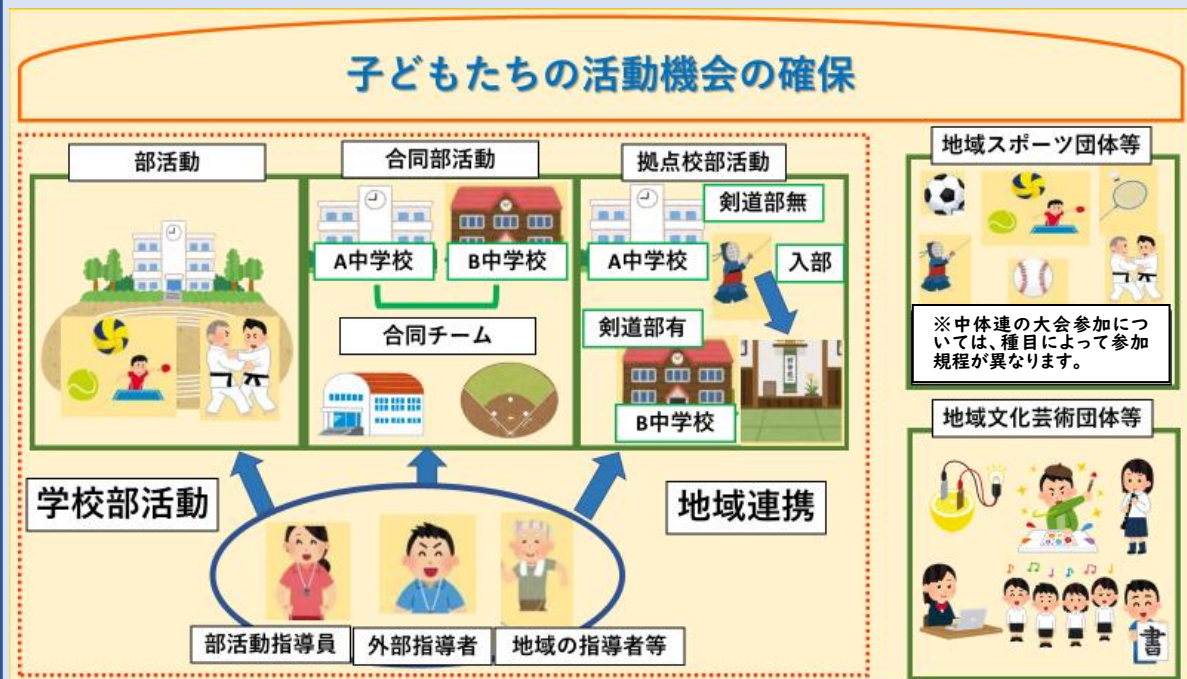
中学校体育連盟の大会への参加は

○学校部活動に所属している場合は、それぞれの学校単位での参加となります。

※合同部活動や拠点校部活動の形で大会に参加する場合があります。

○地域スポーツ団体(クラブチーム等)から参加については、競技によって参加規程が異なります。地域スポーツ団体から大会に参加した場合、同一競技において在籍中学校からの大会参加は認められません。また、その逆も同様です。

令和6年度の学校部活動の地域と連携した取組



○原則、学校部活動としての活動を継続しながら、部活動指導員、外部指導者、地域の指導者等に関わっていただく機会を増やし、部活動の地域連携を進めていきます。

○部員数が不足している部活動の大会参加の機会を確保するための合同部活動や、通っている学校に希望する部活動が無い場合、自宅から一番近い希望する部活動がある学校の部活動で活動することができる拠点校部活動により、子どもたちの活動機会の確保を図ります。

※ 地域スポーツ団体等、地域文化芸術団体等とは、各地域にある学校部活動以外のクラブチームや、合唱団、スイミングスクール、クラシックバレエやダンススクール、柔道や剣道の道場などを指しています。

部活動地域移行の今後は

○各団体等との連携や合意形成、持続可能な活動環境の整備等について検討を進めます。



○合同練習や合同部活動の活動を通して、成果や課題を整理し、準備が整った地域や種目から、休日における学校部活動を地域クラブ活動（学校部活動の地域移行後の呼称）へ段階的に移行を進めます。